

第32回宮城県産業振興審議会

日 時 平成25年12月25日（水）
午前10時から正午まで
場 所 宮城県庁9階 第一会議室

1 開会

○司会

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から第32回宮城県産業振興審議会を開催いたします。

欠席された委員の方々を報告させていただきます。青木宏子委員，大志田典明委員，岡田秀二委員，斎藤まゆみ委員，白鳥正文委員，畑中得實委員の6名が所用のため欠席されております。

本会議の定足数は委員20名に対し、本日は14名の委員の出席を頂いております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、本日の審議会の進め方について御説明いたします。お手元の次第を御覧ください。本日の議事は、「第3期みやぎ観光戦略プラン」の最終案について、また、新たに「水産業の振興に関する基本的な計画」について諮問申し上げ御審議いただきたいと思っております。

「水産基本計画」については、当初、今年度の審議事項としておりませんでした。本日諮問させていただくこととしております。この点につきましては、「水産基本計画」の担当となります農林水産部から後ほど御説明させていただきます。前半の約1時間で「第3期みやぎ観光戦略プラン」を御審議いただき、その後、後半の約1時間で「水産基本計画」を御審議させていただきます。なお、議事(1)「観光プラン」の審議が終了しましたら、円卓に着席しております経済商工観光部関係職員につきましては、議事(2)「水産基本計画」を担当します農林水産部関係職員と交代させていただきますので、御了承願います。時間の都合上、限られた時間での御審議となり、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事(1)「第3期みやぎ観光戦略プラン」の御審議をいただくにあたり、経済商工観光部犬飼部長から御挨拶を申し上げます。

2 議事

(1)「みやぎ観光創造県民条例」に基づく「観光振興に関する基本的な計画」(第3期みやぎ観光戦略プラン)の策定について

○犬飼部長あいさつ

本日は年末のお忙しい中、第32回宮城県産業振興審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。今年度の産業振興審議会では、「第3期みやぎ観光戦略プラン」について御審議をいただいております。これまでの審議経過でございますが、7月と10月の審議会、9月と11月の商工業部会に加えまして、8月と11月には観光分野の有識者等で構成する「みやぎ観光創造県民会議」をおいても熱心に御審議をいただいたところでございます。また、10月21日には県議会の経済商工観光委員会にて報告させていただいております。前回10月の審議会ではプランの基本理念や観光産業のイメージ、スポーツとの連携などについて、部会におきましては表彰制度等の貴重な御意見をいただいたところでございます。本日御審議いただく観光戦略プランの最終案は、これまで委員の皆様

様からいただいた御意見を最大限反映させていただきました。観光プランの内容につきましては後ほど担当課長より説明させていただきますが、おかげさまで中身の濃い、来年度からはじまる再生期に向けたプランにふさわしい内容になっているものと感じております。あらためて内田会長、堀切川部会長をはじめ委員の皆様がこの場をお借りしまして感謝を申し上げます。さて、今月4日は震災から千日という節目の日でございました。しかし、県内では未だ多くの方々が仮設住宅で生活をされております。まちづくりの造成作業は急ピッチで進められておりますが、被災された皆様の住まいの再建には時間が必要だと考えております。そのような中、観光による交流人口を増やすことは、地域経済を活性化する上で大変重要な取組だと考えております。津波で甚大な被害を受けました沿岸部の観光の復興はこれからでございますが、復興に向けた取組は次々と動きだしております。今月4日には仙台とタイ・バンコクを結ぶ国際直行便が就航し、6日には松島湾が国際的な環境保全団体の世界で最も美しい湾クラブに国内で初めて加盟が認められたところでございます。一方、先週20日には訪日外国人客数が初めて1千万人を突破いたしました。本県や東北への来訪は震災前の5割程度にとどまっております。原発事故後の風評が影響していると考えられ、回復が遅れております。このように本県の観光復興にはまだまだ課題が多いところではございますが、県といたしましては、単に元に戻すだけではなく創造的な復興に向けましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。本日はプランの最終案に対しましてそれぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○司会

それでは、ここからは内田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。内田会長よろしく願いいたします。

○内田会長

これまで熱心に御審議いただきましてありがとうございます。おかげさまで内容がかなりブラッシュアップされております。本日もよろしく願いいたします。

まず、議事に入ります前に、本審議会は平成12年度の第1回の会議において、「公開する」と決定されておりますので、公開として進めさせていただきます。

それでは、議事(1)「みやぎ観光創造県民条例」に基づく「観光振興に関する基本的な計画」(第3期みやぎ観光戦略プラン)の策定についてです。前回10月の審議会では理念や観光産業等について様々な御意見を頂戴しましたが、時間の都合上、後日、私と白幡副会長、堀切川部会長、岡田委員及び事務局で修正させていただき、委員の皆様にも送付させていただきました。あわせてパブリックコメントを行ったところです。それを受けて11月28日に商工業部会を開催しましたので、部会の審議経過等について御報告いただき、その後事務局から内容の具体的説明をお願いいたします。

では、堀切川部会長からお願いいたします。

○堀切川部会長

私の方から商工業部会の審議経過について簡単に御説明させていただきます。お手元の

【観光】資料2を御覧ください。「第3期みやぎ観光戦略プラン」の策定に係る商工業部会での検討経過でございます。資料の上半分に記載の9月4日の第7回商工業部会につきましては、前回の審議会で御報告いたしましたので、説明を割愛させていただきます。11月28日に今年度2回目となる第8回商工業部会を開催いたしました。審議にあたりましては、第1回目の商工業部会と同様に、委員6名に加えまして、観光に関する専門的な識見を有する専門委員として、株式会社東北地域環境研究室代表で、観光分野の有識者や業界団体の代表者等で構成する県の会議の「みやぎ観光創造県民会議」の座長を務めておられる志賀秀一さんにも加わっていただきました。部会では、事務局より示されました第3期みやぎ観光戦略プランの最終案について審議を行いました。なお、事務局でこの最終案を作成するにあたりましては、内田会長、白幡副会長、岡田委員から非常に貴重なアドバイスをいただき、その上でこの最終案にこぎつけまして、部会長の立場からも心より御礼を申し上げたいと思います。第3期みやぎ観光戦略プランの記述に関しましては、基本理念について審議を行いましたほか、各事業主体が連携して観光振興を図るにあたって対象とすべき観光客の定義について、狭い意味での「観光客」ではなく、観光客を含めてビジネスや通勤・通学、スポーツ観戦などの交流人口を広く捉えて、「来訪者」のように捉えるべきではないか、などの議論を行いました。たぶんこれは他県と比べて宮城の特徴かと考えております。沿岸部の観光復興について、県では、被災地で復旧作業に携わったボランティアや自衛隊などの方々に、被災地の復興を確認してもらうためのメモリアルツアーを展開することを計画しておられますが、実施に当たっては、被災地で行われている石碑の建立をはじめとする災害の教訓を後世に残すための取組など、常に新しい情報を取り込んで訪れた方に伝える必要があるとの意見がありました。先ほども犬飼部長からの挨拶でありましたとおり、落ち込んでいるインバウンドの回復に当たって、外国語のパンフレットを充実させる、海外からの観光客の動線・目線に沿ってエレベーターを充実させるなど外国人が過ごしやすい、動きやすい環境の整備に取り組む必要があることなどの意見がございました。商工業部会での委員の意見について、詳しくは、お手元の【観光】資料4の「第3期みやぎ観光戦略プラン委員意見と対応方針」の1から3ページに、意見に対する県の対応方針とあわせて記載されております。記載されている意見の他にも細かい意見も出されており、北陸新幹線の延伸に伴い、仙台からの直行便についてJRへ働きかけるべきだとの議論もさせていただきました。本日御審議いただく最終案は、商工業部会での意見等を踏まえて取りまとめたものとなっております。前回の審議会において議論のありましたプランの基本理念についてですが、今回のプランでは、「みやぎ観光創造県民条例」で定められている基本理念をベースとしながら、「観光の復興」を重要なポイントとして位置づけています。農林水産業やスポーツ産業など、様々な産業と連携して観光振興を図るだけではなく、復興事業に関わる方々や、災害の教訓や復興の進み具合を見たいという人も観光の対象として広く捉えて対応していくことが、他の地域との違いであり、また、第2期プランとの大きな違いでもあり、特徴だと思っております。プランでは、その点を施策展開のイメージ図などを用いて、分かりやすく表現されていると思います。商工業部会としては、このプランに基づいて、来年度からの4年間の観光復興の取組を進めるべきものと考えております。プランの内容につきましては、事務局より御説明をお願いしたい

と思います。

○観光課 志子田課長

観光課長の志子田でございます。「第3期みやぎ観光戦略プラン」の最終案について御説明させていただきます。

プランについては、お手元に資料を4種類御用意しております。【観光】資料3-1のA4版の厚めの資料が最終案の本編でございます。概要版が2種類ございまして、【観光】資料3-2はA3の1枚もの、【観光】資料3-3はA4のカラー刷りでございます。もう一つの【観光】資料4は、審議経過でいただいた御意見を最終案にどのように反映したのかを整理したものでございます。

まず、【観光】資料4について説明させていただきます。表紙に目次があり、審議時期の新しい方を前の方に記載しております。1番から3番までの御意見については、前回の審議会で説明済みですので省略させていただきます。4番の10月8日の産業振興審議会での御意見です。主な御意見としましては、16ページを御覧ください。下段の番号4-2の岡田委員の意見でございます。震災を踏まえて理念が変わったと言っているが、その理念がそれぞれの取組にどう貫かれているかが分からず、全ての人と一緒に作っていく姿が出てこない。次の17ページでは、理念でキーワードとなる観光産業は重要な位置を占めるが、県民が共有できる全体像がない。観光の産業化が必要で、それにはイノベーションがないといけないが、それが見えない。という御意見です。などなど、前回の審議会ではプランの理念や観光産業についての御意見をいただきました。県といたしましては、これらの御意見を踏まえ、内田会長、白幡副会長、堀切川部会長、岡田委員の御意見を伺いながら最終案を調整させていただきました。その経過は、5番「10月8日以降の委員意見と対応方針」に記載しております。主な御意見は、11ページの番号5-2の内田会長の意見でございます。プランの基本理念は4年間のスローガンのようなものであり、理念ではない。県民が目標に向かって努力できるような具体的な記載にするべき。観光産業のイメージとして、従来の狭い意味での観光ではなく、幅広い産業が絡んだ広義の観光で地域を活性化していくこと、震災によって復興ツーリズムというイノベーションが生まれたということを実体化したイメージ図とその説明をプランに盛り込むべき。という御意見でございました。

これらの御意見を踏まえて、修正したプランの基本理念を【観光】資料3-1で説明いたします。【観光】資料3-1では、前回の審議会に提出しました中間案から修正を図った箇所に下線を付しております。

8ページの第3章の1の「基本理念」でございます。ページの下部で、まず、本プランの理念の前提となります「条例の基本理念」を追加しました。これは、「みやぎ観光創造県民条例」の第3条で定める8つの基本理念のキーワードでございます。おもてなしの心を持って観光客を誘致すること、広域的な連携による観光振興など、震災前は、これらの基本理念に基づき観光振興に取り組んでまいりました。この条例の基本理念を踏まえた上で、「本プランの理念」として、「みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ」を掲げることにいたしました。この理念に込められた思いですが、単に震災前の観光の姿に戻すだけではなく、復興の過程で生まれた国内外との絆や、語り部などの震災の経験を伝承す

る取組を観光の種として、将来の観光資源に大きく育て上げるという「観光の創造的復興」に加え、平泉や慶長遣欧使節関係資料などの東北の観光資源の世界遺産等への登録や仙台空港民営化などの追い風を最大限に生かしながら、県域を越えて誘客拡大を加速させ、東北全体の活性化、つまり「さらなる飛躍」を目指すということです。

また、9ページは理念に基づく施策展開のイメージでございます。図の下の方から見ていただきたいと思っております。これまでの取組として、条例の基本理念に基づいて、本県の自然や食、温泉などの観光資源の発掘・磨き上げや誘客、キャンペーンなどに取り組んでまいりました。これまでの取組は、右上の柱で、継続的に強化してまいります。左上の柱は、観光の創造的復興を目指す取組です。本県観光は震災で甚大な被害を受けましたが、復旧・復興の過程で、語り部や復興市、ボランティアなどの観光の「種」も生まれました。これらを大きな将来の観光資源に育てられるよう、三陸の自然や復興ツーリズム、防災・減災ツアーなど、戦略的に取り組んでまいります。この2つの柱を合わせて、さらにその上で、仙台空港民営化などを契機とした広域観光の充実などに取り組むことにより、みやぎの観光の創造的な復興を果たしてまいりたいと考えております。

次に10ページの図についてです。従来の観光は宿やみやげ物屋など限られた分野の産業でしたが、現在の観光産業は、第一次から第三次産業まで、幅広い産業が関わる総合産業です。さらに、本県では震災からの復興の過程で、復興ツーリズムという新しい観光資源も生まれました。それぞれの産業が観光客のニーズに対応するサービスを提供することで、観光の復興と交流人口の拡大による地域の活性化につながることを表現したものです。修正した基本理念の説明は、以上でございます。

その他、【観光】資料4では、6番の「11月25日のみやぎ観光創造県民会議」、7番の「11月28日の商工業部会」での委員意見と対応方針も記載しておりますが、時間の都合上、説明を省略させていただきます。以上が、これまでの審議での主な御意見に対する対応方針でございます。

続きまして、プラン最終案の概要を説明させていただきます。【観光】資料3-2のA3版の概要資料を御覧ください。この資料は、前回の審議会以降に作成したものです。時間の都合上、省略しながら説明させていただきます。

まずは左上の「プランの位置づけ」です。本プランは県の「宮城の将来ビジョン」と「震災復興計画」に基づく具体的な取組を定めた分野別計画です。また、みやぎ観光創造県民条例に定める観光振興に関する基本計画としても位置づけられます。

次の、プランの「期間」は来年度からの4年間です。この期間は「宮城県震災復興計画」の再生期の4年間に合わせております。

その下の「現プランの総括」ですが、第2期プランの計画期間は平成23年度から本年度まででございます。しかしながら、プラン実行の矢先に震災が発生したため、2期プランの取組は修正を余儀なくされ、震災からの観光の復旧を最優先のプロジェクトに位置づけて取り組んでまいりました。その結果、今年春に開催しましたDCの効果などもあり、大きく落ち込んだ観光客入込数は、震災前の水準まで着実に回復してきております。なお、第2期プランの達成状況や、現在の観光を取り巻く環境変化については、中間案では第2章に記載してはいたしましたが、最終案の第2章では概要のみを記載し、詳しくは本編の【観光】資料3-1の48ページ以降に資料として記載しております。2期プランの達成状況

や観光を取り巻く環境変化を踏まえまして、第3期プラン策定の視点として、①沿岸部の観光回復、②風評の払拭、③県外客の誘致促進など、5つの視点からプランを策定することとしました。

次に、資料中段の左側の大きな枠の中で、「現状」を整理しております。ここでは、「1 内陸部と対照的な沿岸部の観光客の回復の遅れ」、「2 東北地方の外国人宿泊者の回復の遅れ」などの5つに整理・分析しております。

続いて、「現状」の右隣の「課題」の欄を御覧ください。「現状」に対応して、「1 内陸部との連携による誘客」、「2 拡大傾向の訪日外国人旅行者の東北地方への誘致」などの5つに整理しております。

資料上段の中央右には、「基本理念」がございますが、先ほど説明したとおりでございます。

基本理念の左下にあります「基本方針（政策）」を御覧ください。基本理念に基づいて、「沿岸部の観光復興と交流人口の拡大による地域の活性化」を基本方針（政策）として、施策を展開してまいります。

基本方針の右下の矢印の先の、「取組の方向性（施策）」を御覧ください。ここでは、現状と課題に対応した5項目の取組の方向性（施策）を整理しています。5つの取組の方向性は、「緊急的・戦略的に取り組むべきもの」と「従来の課題に対応して継続的に取り組むもの」の大きく2つに分けております。1つ目の「緊急的・戦略的な取組の方向性」は、「1 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客」、「2 外国人観光客の回復」、「3 LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった広域観光の充実」の3つです。2つ目の「継続的な取組の方向性」は、「4 観光消費効果の高い県外等からの誘客強化」、「5 観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充」の2つです。

次に、「取組の方向性」の右の欄の「具体的な取組（主な事業）」を御覧ください。取組の方向性ごとに、具体的な事業を整理しております。主なものを説明させていただきます。まず、1番目の「沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客」は、「復興ツーリズム推進プロジェクト」で、みやぎ観光復興支援センターによる団体研修旅行等の受入調整事業や、被災地ガイドの育成支援事業などに取り組んでまいります。2番目の「外国人観光客の回復」は、「外国人誘客プロモーションプロジェクト」で、海外での旅行博覧会への出展や現地旅行会社への訪問、東北各県や東北観光推進機構等と連携したインバウンド取組強化事業などのほか、「受入態勢整備プロジェクト」としてフリーWi-Fiの整備促進に取り組んでまいります。3番目の「LCC就航や仙台空港民営化を契機とした東北が一体となった広域観光の充実」は、「中部以西誘客プロモーションプロジェクト」で、仙台空港の就航地で、フルサービスキャリアに加え、LCCと連携したプロモーションや、慶長遣欧使節出帆400年記念事業を生かした誘客促進などに取り組みます。4番目の「観光消費効果の高い県外等からの誘客強化」は、「旅行意欲喚起促進情報発信プロジェクト」で、ICTやメディアを活用した本県の多様な観光情報の発信事業や新聞・旅行雑誌等を活用した知名度向上事業などに取り組みます。また、「県外客誘客プロモーションプロジェクト」では我が県の強みでありますプロスポーツと連携したイメージアップを図ってまいります。5番目の「観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充」は、「みやぎの観光素材発掘・磨き上げ推進プロジェクト」で、地域の特性を生かした観光資源の発掘・磨

き上げや多様な旅行商品の造成支援、観光客のニーズにあわせた多様な観光ルートの創造などに取り組んでまいります。なお、概要版に掲載しているのは、実施する事業のごく一部でございます。詳しくは、【観光】資料3-1の21ページ以降に、取組の方向性ごとに掲載しております。なお、来年度予算の編成作業中でありますことから、計画中の事業も含んでいることを御承知いただきたいと思ひます。

次に、【観光】資料3-2の上段の「プランの目標」を御覧ください。プランの目的の達成度を定量的に把握するため、平成29年の数値目標を7つ設定します。前回の審議会では、⑦の再訪問意思率の目標値を100%としておりましたが、審議会での御意見を踏まえて99%に変更しております。その他の目標値は変更ありません。

続いて、資料の下段の「プラン推進のために」を御覧ください。プランでの取組が効果を上げるために、留意事項を3点掲げております。1つ目は、各種計画との連携です。プランの推進に当たっては、県の他の分野の計画や、国や関係諸団体の関連計画との連携に努めます。2つ目は、計画の進行管理です。PDCAサイクルのマネジメント手法で毎年度事業の実施状況を検証して公表するとともに、その結果を次の取組に反映し、着実な推進を図ります。3つ目は、事業主体の連携と事業費についてです。本プランは、市町村や観光事業者など多くの関係者と連携し、県民総参加のもと、観光の再生に取り組みます。このことについては、【観光】資料3-1の46ページに、各事業主体が連携しているイメージ図を挿入しております。丸の真ん中にある来訪客に対して、宿泊業・交通事業などの観光事業者だけでなく、下の半円の県・市町村・観光関係団体など、地域が一体となって温かく迎えます。また、宿泊や交通などのいわゆる狭い意味での観光事業者だけではなく、その他の産業と連携して、ともに観光振興を盛り上げていきます。

プランの概要の説明は以上でございますが、もう一つのカラー刷りの【観光】資料3-3は、具体的な取組がイメージできる写真を入れ込むなどして、分かりやすく作成した概要版でございます。後ほど御覧いただければ幸いです。

長くなりましたが、最終案についての説明は以上でございます。

○内田会長

ただいま御説明いただきましたけれども、基本的なところは、観光を幅広くとらえて、他の産業と関連づけるとか、県民の幸せに繋がるような観光のとらえ方ということだと思います。

もう一つは、震災の影響があつて、復興が最重要課題だったのですが、むしろそれをバネにして次の飛躍に繋げたいという基本的な思想を分かりやすく出していただいたと思ひます。

それからもう一つ、この間気になっていたところで、内容が個別的各論的になっていたところが、連携を非常に明確にして、方向性をしっかりつけていただいたというところだと思います。

それでは、これが最終回になると思ひますので、来年1月の答申につなげたいというところでございます。前回の審議会から修正が図られたわけですが、パブリックコメントや商工業部会を経て最終案になっておりますので、そんなところを念頭に置きながら御議論をお願いします。およそ11時ちょっと前を目標にしますが、御議論の状況によりまして、

調整したいと思います。それでは御意見がありましたらよろしく申し上げます。

○内田会長

私の方から1ついろいろ修正していただいております。なお、資料の3-2の一番下に、プランの推進のためにというのが付け加えられております。欄は小さいですが、かなり重要なところだと思います。その2番目に、きちんと行われているかどうかのチェックシステムとその改善、そこにPDCAサイクルを入れるという重要なコメントがございますけれども、Pで計画して、それをDOで実現、そしてCでチェックというようなPDCAかと思いますが、実現のところがよく見えません。計画をしたものがどう実現されて、その後チェックをして、というところは具体的にはどのような仕組みと対応させていて、特に本プランに対して実行DOのところはどういう関係になるのでしょうか。

→ (回答)

○志子田課長

この部分については、本編の45ページをお開き願います。下の方に、PDCAサイクルを図式化しておりますが、この右側の図を御覧いただくと、具体的にはPLAN、DOということの流れはありますが、実際の実行性については、繰り返し繰り返しやって、県も市町村も、予算に反映するようなかたちで持っていきたい。それから、予算がなくてもできる取組というのは数多くあるわけなので、それについては、常日頃の関係の方々と一緒に、進めて参りたいと思います。それと、公表の関係については、その左側のアンダーラインがついているところにあるのですけれども、これらの手法を使いまして、毎年その達成状況をしっかりと検証して、公表させていただくことにしております。そして、それらの結果というものを、ここに記載のとおり観光再生の取組に様々な取組に反映させていくということで、このプランの実効性を高めて、着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

○犬飼部長

補足しますと、宮城県は行政評価条例を持っております。その中で政策評価というものをやっています。堀切川先生に政策評価部会の部会長をしていただいております。今回のプランというのは県だけではなくて、県民も含めて全体で取り組む内容ですが、県の取り組む内容につきましてはそちらの方でしっかりと評価、外部評価もしていただきますので、その内容でDOについてはしっかりとやるということを担保させていただきたいと思っております。

○伊藤房雄委員

2点ほどなのですが、いま会長がおっしゃったPDCAのことです。私自身CとかAの部分、特にCのチェックのところ、いま犬飼部長からこの部分については計画を実行してどの程度達成したかは政策評価を行いますということでしたけれども、政策評価はずいぶんボリュームがたくさんあって、なかなか細かいところまでのチェックがしっかりとできるのかどうかという不安があります。それで、できればチェックのところは、商工業部会できっちりと、自分たちのところで作ったプランの達成状況が一番よく分かっていると思いますので、そこでチェックをして、なぜそこが100%以上実現できたのか、できなかったのかその要因をきちんと整理した上で、このアクション、次なるプランの見直しというところに反映させることが必要なのかなと思います。そういう意味では、45ページ

には進行管理と推進ということで、一連の流れは書いてあるのですが、このマネジメント手法を用いて、毎年度事業の達成状況を検証し、とありますが、ここに、商工業部会が検証しというような、どこがやるのかというところを、できるだけ実効性のある組織でチェックするということを明記した方がよろしいのではないかと思います。2点目ですが、これは前回の審議会で基本理念のところはずいぶんたくさんのお意見が出て、それらを調整する中でこの8つの理念が出て、よくまとまって、網羅されていると思います。ただ、逆に8つもあるとこれはこれでたくさんあるなという印象になってしまうのではないのでしょうか。この中で求められているのは、もう一度宮城に行ってみたいとか、こんなにリピーターが行きたいという人気があるなら自分も行ってみたいという、そう思わせる力なのだと思います。最終的にはおもてなしの心とそれを実現する人材なのだと思いますが、その人材に関して、松島などに新学科が作られるということなどがあるのですが、人材の育成には時間をかけた育成のほかに、やはり県外海外を含めておもてなしの心やリピーターの多い観光の企業でみっちり半年1年実地研修をしていくということの方が即戦力としては有効かと思っています。そういったことに対して、県はきっちりと支援をするという姿を盛り込んでいただければ、短期的な部分で、復興ツーリズムにせよ、それに関わる人材を早急に増やす必要もあるでしょうし、また、その質的な向上の部分もあると思いますので、その点にどういった支援をするのかということをもう少し書き込んでいただければと思います。

→ (回答)

○犬飼部長

今回この審議会に諮問して御審議いただいておりますのは、74ページを御覧いただきますと、みやぎ観光創造県民条例に基づいて、76ページに基本計画というものがございます。第12条の第2項で、知事は審議会に諮問するものとするということで、お諮りして御意見を頂戴しているところでございます。第3項を御覧いただきますと、知事は毎年基本計画の実施状況を検証し、ということでございますので、これは先ほど申し上げましたように、我々の方で条例に基づき、これをきちんと検証しまして、これを議会に報告するとともに、公表しなければならないということでございまして、手続き上は、これを我々の方でしっかりと検証させていただきまして、これを県民の代表である議会にお示しし、御意見を頂戴するというところで、先ほど申し上げましたような、別な条例に基づく行政評価としてきっちり審議し、それでまた議会にも報告するというところでございますので、今回報告のために新たに商工業部会を開いてということは、現在は考えていない状況でございます。

○志子田課長

2点目の人材育成の短期的な観点ということですが、この部分については、県、市町村、地域ということになります。おもてなしの実践をする上での様々な研修会への御支援や、場合によっては講師の派遣のお手伝いなどを事業の中では想定してございます。さらには、おもてなしは広くつながるわけでございますので、若手の人材が集まって、そこで勉強会をするなど、予算要求の過程でありますので、そのような事業も試みてみようということでは計画中でございます。

○伊藤房雄委員

部長から、条例に基づいてそういう仕組みになっているということはよく理解しました。ただ、商工業部会で検討した方がよいというのは、さらなる内容を充実させるとか、次の観光プランを見据えながら、そういった検討を商工業部会の中で繰り返してやった方がよいのではというコメントにしておいてください。

○堀切川部会長

今のお話に関連してですが、県の方で行政評価委員会の中の政策評価部会では、この観光行政も政策評価の対象になっているのですが、実際のところは県の施策は膨大な量がありますので、それについては県がそれぞれの部署で自己評価していただいて、その自己評価の妥当性を政策評価部会で検討するという構図になっています。そのときに手前味噌的に言葉で逃げられないためにという表現はよくないかもしれませんが、それぞれの政策、施策について目標指標をしっかりと準備していただいて、毎年度ごとに達成度を数字で出していただいて、それで目標まで全然だめなのか、目標を越えているのかを共通で見える化するような数値で客観的に評価していただいているのですが、その時に書類だけで審査が終わるものも用意しませんと膨大な量なのでできないのですが、重要政策、施策については対面方式で係、課の皆さんに揃っていただいて政策評価担当の我々が、国の事業仕分け的な、かなりシリアスなことをやらせていただいています。はっきり言って、あの仕事は一度やったら早くやめたいという膨大な仕事なのですが、今のところはそこできっちりやらせていただいています。今までの過去数年間は観光の施策については非常に重要だと我々は認識しておりまして、観光については常に対面方式できっちりやらせていただいているのと、商工業部会のメンバーの人も実は政策評価の委員に入っているというので、成田委員なのですが、痛烈で辛辣な会議にさせていただいているので、たぶんそういうところでうまくもんではいらぬと思います。前の震災があったように、あのような大きな出来事やこういう第3期の観光戦略プランがそのまま行くのが厳しいという環境になれば、当然商工業部会に話が下りてきていると思いますので、進捗状況については、少なくとも来年もやらされそうな私としては、がっかりとやりたいと思います。

○内田会長

伊藤委員のおっしゃったことは、しっかりやってくださいということで、信頼しているということだと思います。ただし、PDCAというのはかなり明瞭なシステムなので、どこがやるか、組織を明確に書いてくださいということだと思います。PDCAのそれぞれについて、同じ組織がやるとお手盛りになりますので、組織をそれぞれ変えるということが基本で、その辺が御心配なのではないかと思います。ここに組織を書き入れることが可能であれば是非入れてくださいというコメントではないでしょうか。その辺りを御検討いただければと思います。45ページですね。内容は今の堀切川先生のお話で十分理解しました。

○伊藤秀雄委員

本編の最終案を拝見させていただいて、素晴らしいものだという風に評価させていただきます。ただ、私も立場上ですね、2、3御意見、御質問をさせていただきたいと思えます。復興ツーリズムの推進プロジェクトということですが、内容としては全く問題ございません。けれども、一つだけ申し上げておきたいのは、自然や食というキーワードがございますが、そこに農、林、もちろん水もありますが、農、林の内陸の部分のキーワードが

私的には足りないかなと思います。最後の方に御説明がありましたが、「食と農の県民条例」との連携というところもございますし、また、教育旅行という観点から言いますと、食農教育とか、そういったところと、沿岸部と隣接する内陸部との連携というところも含めますと、非常に食、農、林、水産業、今回の被災についての教育、そういうところも含めて、内陸と沿岸との連携を含めた教育ツーリズムを考えていただければというところが1点です。2つ目は、外国人の誘客のプロモーションなのですが、御承知のとおり、2015年にミラノ万博がございます。内容も食の万博ということで、当然東日本からもこの被害をどう扱うかということで、私の知っているところでは、農水省の担当の部屋の方では、この風評被害を前面に出すか出さないかということも議論していると聞いています。私的には東北の食の良さとか、農のすばらしさを前面に押すような、世界発信の場としては、支倉常長がローマ法王に親書を手渡した年の400周年ということで、年度も非常に良いということで、是非宮城県にもミラノ万博の地域まわりや業種まわりのコーナーを取るようなことも言っていましたので、是非そういうところに参加していただいて、世界に向けた情報発信をお願いしたいと思います。あと最後に、「食と農の県民条例基本計画」との連携なのですが、今日もこの次に水産の見直しがありますが、「食と農」も震災の年に答申をしたという記憶がございますが、その辺の見直しも含めてどうなのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

→ (回答)

○犬飼部長

1番目と3番目の食と農との関係については、後ほど担当課長から回答させていただきますが、ミラノ万博の件は、まだ他には申し上げていないのですが、これは国の方で意向調整がございまして、我々の方としては東経連や東北観光推進機構も含めたところで、我が県としては参加する意向で、国の方にはお話をしております。ただ、まだ正式にいろいろと議論をしている段階ではありません。国からの意向調査ということでそういう状況でありましたので、これについてはまだ記載していないものですが、先ほど申し上げましたとおり、4年間の計画を今年こうしてまとめるものですから、これを見ながら随時そういう内容が固まり次第それを盛り込んでいきたいと考えております。

○志子田課長

それでは、伊藤委員からの御質問で、1番目と3番目について御説明をさせていただきます。教育旅行等々の関係で、内陸部と農、水、林との連携ということですが、まさに委員御指摘のとおりでございまして、このプランは沿岸部の観光復興というのが一つの柱にはなっていますけれども、実際教育旅行を考えた場合には、もちろん体験等々については非常に教育旅行の大きな目玉、メニューでございます。それとあわせて復興ツーリズムという視点から言えば、我が県、この地域でしかできないメニューとして復興ツーリズムがあるという形だと思っております。ですから、今も進めているのですが、内陸部と沿岸部の連携をしっかりと進めていくことでこれは変わりなく今後も進めてまいります。具体的には、お泊まりを内陸にして、そこから例えば3日の教育旅行であれば、中1日を沿岸部に行って復興ツーリズムをしっかりと勉強するなど、いろいろとパターンがありますので、そんな形で内陸部と沿岸部との連携を図ってまいりたいと思います。それから3つ目の関係でございまして、10ページで、観光はすそ野が広い総合産業だという話を先ほどさせてい

いただきました。もちろん、一次産業は非常に大きなくりの一つになっております。それから46ページ、これも先ほど御説明をさせていただきましたが、どのような観光のスタイルで形作っていくかということの中で、その他の産業との結びつきで、いわゆる体験型とか、しっかり踏まえて進めていきたいと思っております。その上で、9ページの中で、下の方になりますけれども、これまでの取組の中で、自然とか食というようなことをしっかりメニューに据えて取り組ませていただきましたけれども、それを右上の継続的強化のところ、例えばグリーンツーリズムなど、そういう部分をしっかりここに入れ込んでおりますので、一次産業の皆様とは一体的になって観光の振興を進めていく考えでございます。

○堀切川部会長

時間も押しているのにちょっとだけ上乘せで、伊藤委員の意見には大賛成です。例えばですが、イタリアのミラノの万博に食い込めたら個人的にはうれしいと思っております。支倉常長とローマ法王があつて400年は、絶対に使った方がよいと思っております。例えばですが、石巻ではこれを見越したのかわかりませんが、若い人たちが今イタリアンレストランを立ち上げて頑張っている人たちがいて、シェフは地元の人ではないのですが、この地域で頑張りたいと燃えている人もいます。そういう内側からどんどん出てくるというのは、先ほどの御説明でもありましたが、観光の素材が記念写真を撮るような観光地が観光素材だというのは古い考えなので、観光客を広く見て観光素材も広く見ればよいという意味では、そういう新しく出てくるイタリアと絡めた石巻の取組でこういうものがあるというのは、新しい観光の目玉商品になりますし、内陸側の農林業が目玉商品になっていかなければいけないと思っております。ちょっと悔しいのは、岩手県で内陸の木を使って沿岸部の家を建て直すときに、地産地消で地元の木を使ってやりましょうという取組が計画されているのですが、それを仕掛けているのは域外の人たちです。そういう形で日本の木を使えば家は高くつくのではないかというのを払拭しようというプロジェクトが岩手では今始まっているのですけれども、たぶん福島、宮城、岩手それぞれそういう意識で取組がどんどんなされていくと思っておりますので、そういうこと自体が観光の目玉商品になっていくのではないかと思います。地元の木で作って復興した住宅がこの地域には多いですよとなると、絶対見に行く人が、建築業の人たちがそこを見に行こうというようになるように思います。ちなみに、岩手で被災した沿岸部に岩手の木で建てる家は、家を建てるお金は650万円できるといふ噂を最新情報として仕入れたところでございます。650万円で本当に地元の木で家が建つか楽しみに見守りたいと思っております。

○内田会長

ありがとうございました。伊藤委員から大変重要な具体的計画等をコメントしていただきました。このプランでは骨子を書くことになりますから、それを全部入れられるかどうかは分からないのですが、必要に応じて参考資料につけるなどしながら、基本的なところで盛り込めるところがありましたら、入れていただきたいと思っております。それでは、その他にございましょうか。

○白幡副会長

一つだけ、短いワードなので入れてもらえると思うのですが、スポーツの世界で言うと、プロスポーツについてはだいた書いてもらったのでありがとうございました。もう一つ重

要なことが、体協、県体協という言葉を入れていただきたいと思います。今、全国大会をいかに宮城県、仙台市に持ってくるかというのは非常に重要だと思います。仙台市が頑張っていてハーフマラソンをやっていますが、おそらく県という単位で、フルマラソンがない県は一体いくつ残っているかを考えると、宮城県のほか数えるほどしかないのだと思います。そういうことも体協に加盟するスポーツ団体の力にもよりますが、全国大会を持ってこられるような団体はまだあると思います。全てを独占する必要はないと思いますが、もう少し全国大会を誘致する、冠がついた大会を誘致するということをもっと積極的にやったらいいのではないかと思います。ベガルタ仙台は天皇杯で負けたのですが、あれはたまたま県のサッカー協会が準々決勝に手をあげたからあそこで試合ができたのです。県外から4,000名の人たちがきました。前泊をしている人もけっこう多くございまして、そういうものは少なくないと思いますので、体協さんも全国大会を宮城県に誘致することに努力してもらおうというようなしなかけも組み込んだらいいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

→ (回答)

○志子田課長

御意見ありがとうございます。所管課と話をさせていただきたいと思います。

○内田会長

ありがとうございました。それでは、時間が十分とれなくて恐縮ですが、もしまだ他にございましたら、ファクシミリや電子メールで事務局までご連絡いただき、検討させていただきます。熱心な御議論ありがとうございます。本日御議論いただいた点を踏まえて、当審議会として来年1月に知事に答申をしたいと思いますが、案の修正につきましては、私と所管部会の堀切川部会長に御一任をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

どうもありがとうございます。以上を持ちまして、審議(1)の第3期みやぎ観光戦略プランの審議は終了とさせていただきます。ここで一旦事務局へ進行をお返しします。

○司会

前半の御審議ありがとうございました。先ほど会長からお話のありましたとおり、「第3期観光戦略プラン」につきましては、会長、部会長と調整させていただきまして、来年1月に産業振興審議会から県へ答申いただきます。その後、県議会への報告を経て、3月に策定を予定しております。それではここで、後半の「水産基本計画」の御審議いただくにあたり、担当職員の交代をさせていただきます。委員の皆様は少々お待ちくださるようお願いいたします。

2 議事

(2) 「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」について

○司会

お待たせいたしました。それでは、議事(2)「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」について御審議をいただくにあたりまして、農林水産部山田部長から御挨拶申し上げます

○山田部長あいさつ

本日は大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。委員の皆様には、本県の農林水産行政全般にわたり、御支援、御協力を頂いておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。引き続きの審議となりまして恐縮でございますが、「水産業の振興に関する基本計画」につきまして諮問させていただきたいと考えております。平成23年3月に発生しました東日本大震災により、本県水産業は壊滅的な被害を受けました。県では、平成23年10月に復旧期3年、再生期4年、発展期3年、計10年からなる「宮城県震災復興計画」を策定いたしました。あわせて、「宮城県水産業復興プラン」を策定いたしました。これに基づきまして、甚大な被害を受けた漁港と水産関係施設等の早期復旧を最優先として支援してきたところでございます。一方で、「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく水産基本計画につきましては、震災前に達成されておりました生産基盤をベースとし、将来的な水産業のあるべき姿を目指しておりましたが、震災発生以降は、壊滅的な基盤の復旧が喫緊の課題であり、従来計画を継続して進める状況にはございませんでしたので、「宮城県水産業復興プラン」で早期復旧を最優先で取り組んでまいりました。この水産基本計画は平成25年度が終期となっておりますことから、次期計画については、今回諮問させていただき、現在取り組んでいる水産復興プランを復旧状況を踏まえ、今後「再生期」に向けて必要な改訂を行わせていただいて、こちらを「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく水産基本計画として位置づけさせていただきたい、「再生期」における水産業振興の基本として施策を進めていきたいと考えております。復旧・復興はまだ道半ばでありますので、当面この計画で「再生期」の計画とさせていただきたいと思いますが、「再生期」の復旧・復興の進捗状況を踏まえた上で、「発展期」の始期に当たる平成30年度を目途に、改めて水産基本計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。現在の水産業関連の復旧状況は、漁港での着手率は88%となり、主要漁港の水揚金額も6～7割は回復してきておりますが、加工施設の整備や販路の回復など、本格的な復旧・復興には更なる努力が必要であると認識しているところでございます。そういった意味で今回の計画を策定していきたいと思っております。今後とも、水産業の復旧、復興に向けて職員一丸となって取り組んでまいりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、ここからは内田会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

○内田会長

それでは議事（２）「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」についてです。事務局から説明願います。

○事務局（農林水産政策室）

年度当初の予定にはございませんでしたが、今年度から来年度にかけまして皆様には「水産基本計画」について御審議をお願いしたいと考えております。資料１「スケジュール」を御覧ください。本日審議会に諮問させていただき、年明け１月から２月にかけて所管部会であります水産林業部会を開催して素案をとりまとめ、２月から３月にかけてパブリックコメントを実施したいと考えております。来年度に入りましたら２回目の水産林業部会を開催して最終案を調整し、５月の全体会にて最終案を御審議いただきたいと考えております。その後、県で会長、部会長と御相談しながら最終案を調整し、平成２６年６月中に審議会から県へ答申いただく予定としております。何卒よろしく願い申し上げます。

○司会

それでは、「水産基本計画」について、産業振興審議会に諮問を申し上げたいと存じます。山田農林水産部長から内田会長に諮問書をお渡しいたします。

○内田会長

ただいま、山田部長からの「水産基本計画」の策定に係る諮問書をいただきました。諮問書の写しはただいま配布されたとおりですので御覧ください。諮問書によりますと、諮問期間は本日から平成２６年６月３０日までの期間です。その間、水産林業部会及び当審議会での審議を経て、知事に答申を行うこととなりますので、よろしく願いいたします。それでは改めて事務局から「水産基本計画」について説明願います。

○水産業振興課 小林課長

水産業振興課の小林です、よろしく申し上げます。私の方から資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料２を御覧ください。水産業の振興に関する基本的な計画いわゆる水産基本計画については、平成１５年に策定された「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づきまして、平成１６年に１０年間の計画として策定しております。その後平成２０年度に中間の見直しを行いまして、水産業の振興のために様々な施策を図ってまいりましたが、平成２３年３月の東日本大震災により我が県水産業が壊滅的な被害を受けたことから、この計画に基づく施策展開は困難な状況となりました。このため、（２）現時点における対応というところで、平成２３年１０月に県の震災復興計画に連動した形で新たに「宮城県震災復興プラン」を策定しまして、計画期間を１０年間とし復旧期・再生期・発展期に分けて、２５年度までの３年間は復旧期ということで水産業の早期復旧に努めてきたところです。２今後の対応方針と下のイメージ図を御覧いただきたいと思っております。平成１６年度に策定して平成２０年度に見直しを行った現行の水産基本計画ですが、来年３月に終期を迎えるということで新たな水産基本計画の策定が必要となっております。一方現在は、水産業復興プランに基づき施策展開を図っているということでございますので、この復興プランに基づいた取

組を継続することが重要と考えております。このことから、県としましては復旧期が終了する現時点での成果を踏まえて水産業復興プランを見直し、新たな水産基本計画と位置づけて水産業の復旧・復興とさらなる発展に向けた施策展開を図っていきたいと思います。なお、平成26年度から29年度までの再生期4年間は復興プランを見直した新たな水産基本計画のもとに復興に取り組んでまいりたいと考えておりますが、県の復興計画の発展期のスタートにあたります30年度を目途に、この4年間の成果を踏まえた上で中長期的な視点で目標を設定するなどして新たな水産基本計画を策定したいと考えております。

次に、A3の「水産業の振興に関する基本的な計画」についてを御覧いただきたいと思っております。これには「みやぎ海とさかなの県民条例」、現在の水産業の振興に関する基本的な計画、震災後に策定した水産業復興プラン、新たに作成する水産基本計画の関係を示したものでございます。はじめに、「みやぎ海とさかなの県民条例」の抜粋を御覧ください。条例の目的につきましては第一条に記載されておりまして、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水産業の健全な発展及び県民生活の安定向上を図るとされております。基本理念につきましては第三条に記載されております。3つございまして、1つ目は水域環境の保全や水産資源の持続的な利用を図り、安全かつ良質な水産物を安定供給すること、2つ目は地域産業を活力ある産業として発展するよう、地域特性を生かした健全な経営の確立、組織や後継者を育成すること、3つ目は漁業地域が自然と共生し、多面的な機能を十分に発揮する地域として発展することでございます。続きまして第七条では、知事は水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産業の振興に関する基本的な計画、いわゆる水産基本計画を定めなければならないとありまして、第4項に、基本計画を定めるに当たっては、産業振興審議会の意見を聴くとともに議会の議決を経なければならないとされてございます。この条例に基づきまして、平成16年度に策定し、20年度に見直した水産基本計画の内容は左下に記載されております。先ほど申し上げました基本理念に基づきまして、我が県水産業が自立的な発展を図るため、漁業生産量、漁業生産額、製造品出荷額などの目標指標を定めて、その目標を達成するため6つの施策展開をしていくというものでございました。その6つの施策としては、量から質へ持続的な資源管理と環境の調和、消費者の視点に立った安全・安心な生産供給体制の確立、「みやぎブランド」の発信による「水産みやぎ」の活力強化などとなっております。そこに東日本大震災が発生しまして我が県水産業が壊滅的な被害を受けたことから、この施策展開が困難となり、右上の水産業復興プランを策定いたしました。この復興プランの基本的な趣旨としましては、早期に復旧・復興を遂げる、震災前以上に発展できるように単なる原形復旧ではない「新たな水産業の創造」として水産業の抜本的な再構築を図るというものでございます。

では、この復興プランについて資料3-1を御覧ください。趣旨と基本的な考え方につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。計画期間は10年間ございまして、最初の23から25年度までの3年間は復旧期、26から29年度までの4年間は再生期、30から32年度までの最後の3年間は発展期と位置づけております。具体的には、復旧期の3年間で被災者支援を中心に生活支援や生産基盤、経営基盤の復旧を図り、再生期の4年間で水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化を図ることとしております。その下の復興のポイントを御覧ください。プランではポイントして5つの主要施

策を展開することとしております。具体的には、水産業の早期再開に向けた取組、水産業集積拠点・漁業拠点の集約再編、新しい経営形態の導入、競争力と魅力ある水産業の形成、安全・安心な生産・供給体制の整備となっております。次に分野別復興計画として、漁港・漁村、漁場・資源、養殖業、漁船漁業、流通加工、漁業経営、試験研究、原子力発電所事故による影響への対応の8分野を定め、それぞれの課題や対応方向を記載しております。（5）流通加工の部分をご覧いただきますと、復旧期には、魚市場や冷凍冷蔵施設の応急整備、水揚げ物の安全性を確保するための調査、水産加工施設の復旧による経営再建を目指し、再生期には、水産業集積拠点における魚市場や水産加工関連施設などの本格復旧、本格化する水揚げに対応した魚市場の整備などを記載しております。一例を紹介しましたが、各分野で取り組むべき方向を記載したのが復興プランでございます。

それでは、この復興プランをもとに2年9ヶ月経過した時点での水産業の復興の状況を御説明させていただきますので、資料4を御覧ください。1ページを開いていただきまして、水産業関連被害額は漁港施設、漁船、水産物、養殖施設、水産施設、漁業用資材等を含めまして6,804億円があり、括弧書きで水産加工関係被害を含めて記載しておりますが、加工場、冷凍冷蔵施設等の被害約1,924億円を合わせますと8,728億円と膨大な被害となっております。このような被害で現在の復旧状況でございますが、2ページの漁港の復旧状況で、漁港は県内に県管理が27、市町管理が115を合わせて142の漁港がございました。応急復旧はすべて完了し、現在本格的な復旧に入ってきていますが、水産業集積拠点漁港が5港、機能強化漁港が55港、地区漁協が82港ございますが、それらは本格復旧に入ってきており27年度までの完成を目指しております。その着手としましては123港で着手率88%となっております。入札不調や資材不足等により当初予定より若干遅れ気味でございますが、鋭意進めているところでございます。3ページを御覧ください。漁船漁業の復旧状況でございますが、震災前に稼働していた漁船は9,000隻ございましてそのほとんどが被災し、平成24年3月時点ですと約50%でしたが、現在では約80%の復旧状況でございます。沿岸漁業・定置網については、漁船は約8割復旧しており、操業は各許可を県で行っておりますが、約7割が操業している状況でございます。4ページを御覧ください。養殖につきまして我が県は有数の養殖県でございますが、震災前はギンザケやホヤは1位で、カキとワカメは2位、ホタテも3位でございました。養殖施設や施設にぶら下がっている生産物が全て無くなってしまったということでゼロからのスタートとなりましたが、養殖施設については約8割が復旧、カキ処理場やワカメのボイル施設などの共同利用施設につきましても約8割の復旧が完了したという状況です。生産物についてですが、カキは24年度は597トンで22年度比19%ということで、昨年は夏場の高水温が影響したこともあり見込みより少ない状況でしたが、今年度は順調に生育していますし、カキ処理場もほぼ復旧が終わりましたので1,500トンくらいの生産を見込んでおります。一方価格の低下等の新たな問題が出ているという状況です。ノリは22年度比89%、ワカメも90%とほぼ震災前同等まで回復しております。ギンザケについては、生産量は震災前の約8割まで回復しておりますが、平均単価が昨年は240円とかなり安くなっており、今年度は88%まで回復していますが、まだまだ厳しい状況が続いているという状況です。ホタテについては記載のとおりです。ホヤにつきましては、種をとってから出荷するまで3～4年かかるということで来年の夏から生産が本格的になってきます。5ページを御覧ください。魚市場や水産加工の復

旧状況でございます。水揚げの状況は平成24年1月～12月までで、主要な市場の気仙沼・女川・石巻・塩釜・志津川などのものですが、量は震災前の約6割、金額は約7割まで回復し、今年の1月～12月までの量も約7割と順調に回復してきております。一方加工の方でございますが、震災前県内には700施設くらいありましたが、650程度被災し、現在6割程度が再開したという状況です。水産加工品を出荷する際には水揚げされた魚を凍結しないと加工できませんのでその指標として凍結能力の回復を記載しておりますが、7割弱となっておりますので若干遅れている状況です。そのような中、2年9ヶ月の中で失われた販路の確保や従業員不足などの新たな課題も出てきている状況です。次のページは原子力事故による影響への対応でございますが、昨年4月1日以降の放射能セシウム濃度100ベクレル未満の新基準値設定へ対応するべく、県としましても検査体制を強化するとともに、漁業団体・流通加工団体など水産関係団体23団体が一堂に会した「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を立ち上げまして、100ベクレルを超えるものは出さない体制のもしろいろな取組をしてまいりました。海域につきましては、我が県の海域を6つに区分しそれぞれの海域で調査を実施し、ゲルマニウムで精密検査できる機械も県の水産技術総合センターに設置するとともに、各魚市場においても簡易測定を実施していただいて、市場では毎朝4時から測定しており間違いのないものを出荷するという万全の体制を整えております。その結果、次のページに今の出荷制限の状況がございます。昨年だと、記載のスズキ、ヒガンフグ、クロダイの他にヒラメ、マダラ、イシガレイ、アイナメ等一時的に出荷制限がかかった魚種がございましたが、現在は3種類といった状況です。検査は今も継続的に実施しておりまして、今年になってからの検査では、50ベクレルを超える割合というのは全体の2%も達していないという状況で、50ベクレルを超えるものにつきましてはスズキ、ヒガンフグ、クロダイに限られているという状況まで回復してきています。

復旧・復興状況については以上でございますが、資料2の最後にある平成26年度策定予定の「水産業の振興に関する基本的な計画」のイメージを再度御覧いただきたいと思っております。復旧・復興の状況につきまして、生産基盤については一部で遅れは見られるものの、概ね予定通りの復旧が進んでいると考えております。ただ、新たに長引く原発の影響や移転先が定まらない生活基盤の整備など新しい課題が出てきております。それらを踏まえまして、策定に当たっての視点のところ、今ある復興プランを、早期復旧の一層の推進、地域要望を踏まえた沿岸域整備、種苗生産強化等水産資源造成、強い経営体育成・後継者対策強化等、原発事故の影響への対応強化等の視点で見直していきたいと考えております。新たな水産基本計画の期間としては平成26年度から32年度までの7年間と考えております。見直し後の復興のポイントとしては、水産業の早期再開に向けた支援、水産業集積地域・漁業拠点の再編整備、競争力と魅力ある水産業の形成、安全・安心な生産・供給体制の整備の4つを主要施策として、それぞれの分野で施策展開方向を示していきたいと考えております。一番下の数値目標でございますが、その可否を含めて検討していきたいと考えております。20年度に見直しをした現在の水産基本計画の中では、農林統計などを基本として現状分析をした上で、漁業生産量、生産額、水産加工の製造品出荷額等の目標を定めたということですが、統計データが取れないなどの問題、漁業センサスも今年調査をしましたが、結果が出てくるのが平成27年ということもございますので、なかなか統計データが取れない状況にあります。そういった状況ですので、どのような目標を設定し

ていくのかも含め検討してきたいと思います。

説明は以上となりますが、本日委員の皆様からの御意見を踏まえさせていただいて、年明けの1月から2月にかけて所管部会である水産林業部会を開催させていただいて、その中で計画素案をお示していろいろ御意見をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○内田会長

ただ今、説明がありましたが、皆様から御質問や御意見を伺いたいと思います。

○須能委員

資料3-1復興プランの概要で、分野別復興計画が記載されておりますが、委員の皆様には理解を深めていただくということで、メモを含めて発言させていただきます。水産業と漁業の言葉について混乱があります。(1)漁港・漁村はインフラで、(2)漁場・資源は魚のからみで、(3)養殖業も魚で、(4)漁船漁業も魚で、(5)流通加工は加工で、(6)漁業経営で加工業の経営は含まれていません。要するに生産部門に偏重するような形になっていて、今回震災が起きて初めて行政上の問題が分かったということで、メモを見ていただきたいと思います。1次産業としての水産生物を捕獲する漁業、育てる養殖業であり、2次産業としての水産生物の原料加工、商品加工を行う水産加工業、3次産業としての生鮮魚介類及び原料・商品を仕入れ販売する流通業を行う、水産業はまさに6次産業です。これに匹敵する産業が他にないものですから、水産業と漁業というものが混在して話してきています。農林水産省は1次産業を司る部署のため、それに伴う地方自治体も予算のしぼり等から同質化されてしまっています。具体例が23年度第1次補正予算において、水産庁予算で2,513億円ありましたが、漁船・漁業生産関連で2,495億円、水産加工の魚市場関連で18億円となっており、漁業分野にしか目がいかない状況でした。そこで急速加工業の陸上関連部署を2次産業ということで経産省中小企業庁と扱いとなり、グループ化補助事業ができました。当時の桜井副大臣が事情を分かってくれてグループ化をやり、安住大臣が予算をつけてくれて陸上の水産加工業に支援体制ができました。もちろん水産庁からも組合に対する予算も出ました。中企庁のグループ化補助では、自己資金や助成金を含め100%の担保の設定でしたが、水産庁補助事業は組合への補助なので自己負担部分のみの担保設定でしたので、現場で不公平が生じるということでいろいろなところに陳情いたしました。その結果、農水省の補助事業で農協での100%担保扱いの設定が認められている事例があり、可能となった経過があります。このように縦割り社会の弊害があつて、水産業は6次産業で水産庁だけの対象ではなく他省庁との仕事があるということで、県庁内にも同様のことがあるということをお前提としていただきたいし、水産と漁業の言葉の使い分けをして理解していただきたいと思います。また、最大の問題は消費の問題です。現在の量販店の御都合主義の4定主義というものがあつて、定時・定質・定量・定価で魚を工業製品のように扱ってしまっています。このことをなんとか変えていかないと、魚の消費拡大にはつながりません。水産業の振興発展は望めないと思います。漁船で魚を獲ることだけに偏重することなく、加工業や消費の今後のあり方、獲る・つくる・売るということで宮城県は比較的進んでいると思いますが、以上のようなことを御理解いただいた上で御審議いただければと思います。このようなことが底流にあつて、水産庁は農林水産省なので1次産業の現場にしか目がいってませんし、そういう経験をした人はおらず頼れま

せんので、頼れるパートナーを探して進まないといけないということをあえて言わせていただきました。

→ (回答)

○小林課長

いま須能委員から御意見があった最後の消費拡大の件につきましては、そのとおりでございまして、平成18年頃に肉と水産物の消費量が逆転している状況です。やはり消費拡大をしないことには水産業の発展はございませんので、そこは重要なポイントだと認識しております。それから、はじめにあった水産業とはということで、漁業と水産加工業あわせたのが水産業でありますので、県としても水産業の復旧・復興を図っていきたいと思います。また、6次産業のところ、1次産業・2次産業・3次産業の記載がございしますが、6次産業をどう見るかというところで、1+2+3で6にするのか、1×2×3で6にするかというところで、ただ単に縦割りの話ではないのですが、いろんな産業がありますので掛け算をして、いろいろなところで関係しながら発展させていくことが必要と考えておりますので、須能委員から御意見のあったことについて認識しながら対応していきたいと思っております。

○内田会長

大変貴重な御意見で、計画の中には6次産業という考え方は入っていると思いますが、何か書き方で意見はございますでしょうか。

○須能委員

特にございません。

○成田委員

須能委員の意見は大変貴重な御意見だと思います。資料の平成26年度策定予定の「水産業の振興に関する基本的な計画」のイメージで、次期基本計画策定後（平成26年度以降）を拝見しまして、今の意見を踏まえた上で、明確な記載があった方が良いだろうと思います。一つは策定趣旨の中で、水産業の復旧・復興といった場合の定義づけをもう少し記載しても良いと思います。復旧・復興というのは供給サイドの問題と販売サイドの問題の2つの側面があって、販売も含めた復旧・復興であるということを確認に定義したほうがいかかだと思います。この2つの切り口をメインにしながら、策定に当たっての視点と復興のポイントについてもブレークダウンした形で記載いただくと、県の考えていることや須能委員がお考えになっていることがより明確に、この案の中で盛り込まれるではないかと思っております。策定に当たっての視点が現行では5つございますが、供給体制の復興と販路の問題については、冒頭に山田部長からの挨拶でもございましたが、供給体制と販路の復興の点が混ざっている部分がありますので、そこを整理されると分かりやすくなるのではないかと思います。供給体制の復興の中には設備の問題、人の問題があると思っておりますし、その設備の中には集積の問題、効率化やコストの問題が含まれると思っております。販路の復興につきましては、販売でございまして販売量×単価にブレークダウンすると、いかに単価をあげるかというところでブランド化や付加価値化が整理できるのではないかと思います。そして、販売量の問題については販路拡大についてどのように取り組んでいくかというところを、どういう体制でどのような形でというのは難しいかもしれませんが、その検討が望まれるかと思っております。復興のポイントにおきましても（1）から（4）とあり、

(3) 競争力と魅力ある水産業の形成とありますが、この中に供給と販売の話が盛り込まれていると思います。震災後一番痛いところは販路が断たれてしまったところですので、売れないことには作ってもしょうがないので、そここのところに力点を置いた新たな対応が期待されていると思います。分野別復興計画におきましては、供給サイドの問題、販路拡大の問題の2つの側面で、マトリックスのような整理ができるのではないかと思います。震災があったということをもまえ、新たに次期計画を作るところに販売についての側面を打ち出していただければと思います。御検討をお願いします。

→ (回答)

○小林課長

成田委員の御意見につきましてはまさにそのとおりでと思います。生産基盤が復旧してモノを作ったり、魚が獲れるようになるということは、予算がつけばある程度までは復旧しますが、そのあとの販売の部分については一番の課題になると思っています。その視点が復興のポイントの競争力と魅力ある水産業の形成のところに係ってくると思います。どのように記載していくのかということについては、今後検討していきますが、成田委員の視点は外せない視点だと思っていますので、それを踏まえた計画づくりを行っていきたいと思います。

○白幡副会長

この分野はあまり詳しくありませんが、マスコミ報道からすると県が考える方向性と漁協が考える方向性に違いがあるように思っておりますが、復興プランで復興のポイントが5つあって、次期計画の復興ポイントでは4つになって新しい経営形態の導入が外れた理由について御説明いただきたいと思っています。

→ (回答)

○小林課長

震災前の当県の漁業は主に個人経営でやっておりました。他県では共同経営化が進んでおりましたが、当県は親潮と黒潮など環境に恵まれており個々でやっておりました。今回震災があって船や養殖施設、住居などの生活基盤がなくなって、マイナスからのスタートという状況の中で、今までの個々でやるのは難しいということで、当県としては新しい経営形態でやっていかなければならないということで進めてきました。現在では、新たな生産組織が15程度できましたし、共同で取り組んでいるグループが県内の養殖業だけで約60程度できてきております。そこを再生期につなげていくということが重要と考えておまして、復興のポイント(3)の競争力と魅力ある水産業の形成のところでも各項目として入ってくるだろうと思いますが、このようにポイントして項目立てするのは復旧期である程度の成果がでたと考えております。

○平賀委員

須能委員から御意見がありましたが、量販店が自然産物を工業製品並みに扱うのは困るということでしょうか、それとも違う対応をしてほしいということでしょうか。

○須能委員

本来、農林水産物は自然の影響を受けますのでもともと時価相場でした。ところが、量販店がワンストップショッピングのアメリカナイズされたシステムを導入して、それに納入しないと他の業者は成り立たないようなシステムにはめ込まれました。そのために4定

主義ということで、これに納入できないとか欠品するとペナルティが取られるようなところに入り込んでしまいました。本来、消費者がきちんと認識しないといけないのですが、一度に同じ値段のものを買った方が良いということで、輸入品の影響で値段を下げられ、それが一つの価値観になってしまいました。そういうように、自然というものの認識がなくなってしまったということで、もともと冷凍したものを食べている国民と日本のように毎日買い物している人が週末しか買わないアメリカ方式に乗らざるをえなかったのか、いろいろ認識はあるでしょうが、私は大店法を入れていった結果、日本の食生活を含めた生活が欧米化したために、1次産業が否定された感じになったと思います。それから6次産業についてですが、個人的な見解では、昔の大手の企業は世界中から魚を獲ってきて国内供給すると同時に、余れば自分のところで加工し販売するというようなシステムで、1次産業はリスクなので加工・販売までやって何とか維持できていました。1次産業はリスクなので、2次産業、3次産業がサポートするようなベストミックスの6次産業化が望ましいと思っておりますが、認識のズレがあって今回の6次産業の見解の相違からこういう問題まで派生したと思います。本来の自然を大事にしてほしい、その価値を評価して高いものは高い値で買ってほしいということが言いたかったことです。

○平賀委員

やっぱり売れなきゃいけないですから、そのための努力が必要でしょうし、売り場がなくなっているのをそれをどうするかということが大事です。気仙沼で木を植えて山から出てくる水が湾をきれいにしておいしい牡蠣ができるということでしたが、このようにきちんとしたポリシーを持ってやらないといけないと思います。

○堀切川部会長

須能委員の資料を見てなるほどと思いました。魚を獲って売る、加工して売るという流れで見た時に、資料3-1で分野別復興計画が(1)から(8)ありますが、(5)の流通加工の意味がなかなか理解しにくくて、水産加工は別にあげて、流通販売は別な切り口にしてもらおうとよろしいのかなと思います。伝統的に流通加工というくくりなのでしょうか。

→ (回答)

○小林課長

言葉的には加工流通、流通加工というくくりでやっております。流通の部分をつのくらしい関わるかという難しい問題で、流通の部分だけを取り出してというのではなく、流通加工ということで扱っております。

○須能委員

行政区分から言いますと、流通加工は水産庁にもあり、輸入品を扱うIL(輸入承認書)・IQ(輸入割当書)を発行するための存在で、これは経産省と折衝しますので実態は水産物の流通加工には関与していない状況で、縦割り社会の延長線上ではありませんが、流通加工というポジションとしては県・市町にも存在します。先ほど課長が難しいと言ったのは、商業分野や経済分野とのコミュニケーションを高めていけば、農産物だと米・麦・大豆の加工品は農産加工品ではなくて、醸造業として農業分野ではない商業分野の人がやっています。ところが水産業は水産の人がやらなければいけないが庁内のコミュニケーションを高めてもらって、我々業界は一緒にやれるのだから、今までもやっているのです体系

づけていただければなお良いと思います。

○堀切川部会長

流通は流通で別に捉えていただくとすっきりするかと思います。例えば、岩手県大槌町で獲れた新鮮な魚を70時間経ってもアイスクリームが溶けない特殊な箱で東京に運んでいます。これは一つの流通の革命であり、保冷車ではなく普通のトラックに載せられますので、流通経費も抑えられます。その箱にはセンサーも付けてあって、運ぶ業者がモノをなげるとその振動も記録され丁寧に扱ったかどうか分かるそうです。そういった意味でも、流通加工となると分からなくなるので、流通は流通で考えるとそういう視点もありますし、加工は加工で新商品を開発し、販売はこうやりましょうという、すっきり整理されると思います。国の仕分けは仕分けとして、県の方で役に立つ分け方の方が良いかと思えますし、そういうのが出てくると流通・販売の時には中小企業庁に頼めるなどかやりやすくなると思います。ちなみに、中小企業庁の次年度以降の政策を聞くと、今までは中小企業の大きい企業に光をあててきたようですが、これからは180度舵取りを変えて小規模企業に光をあてるという政策に変わるそうなので、小規模企業基本法も新たに作られて、製造業でいうと20人以下、販売店等では5人以下の小さな企業にも国の補助が入ることなので、そういう仕切りも明確にして、農水省だけでなく各省庁も味方につけるような分野の分け方があっても良いかなと思いますので御検討くださればと思います。

○沼倉委員

須能委員のメモにあります、量販店が魚の消費拡大を図る担い手としての役割を果たすことについては、そう思うところがございます。生協では宮城県産水産物の生産者と消費者の交流を図りながら支援させていただいているところでございます。ギンザケは価格が下がると生協メンバーに購入を呼び掛けたり、カキについても山に木を植えようと言った時には多数のメンバーが参加したりなど、時間がかかる取組ではありますが少しずつ広がっていることを御報告させていただきます。やっぱり他の県民にもいろんな形で発信していくことが重要だと思います。安全・安心な宮城県産を食べたいというのは生協メンバー以外も一緒だと思います。それから、資料の「水産業の振興に関する基本的な計画」のイメージにおいて、26年度から32年度までの7年間の計画となりますが、急がれる内容もあるかと思えますので、地域の要望も踏まえた沿岸の整備、水産業集積の地域とか、今後策定するにあたり急がれるものについて指標とかありますでしょうか。

→ (回答)

○小林課長

急いでやらなければならないことは当然ございます。どのような目標・指標を設けるかということになりますが、先ほど説明させていただきましたが、なかなか暦年データが取れないという状況もあります。そういった中で、指標を持たないわけにはいきませんので、今考えているのは生産額、加工品出荷額、魚市場水揚げなどデータがしっかりと取れるものでないといけませんので、それらの指標を検討していきたいと思えます。それから、具体的な指標になるかどうかは別ですが、先ほど復旧状況を御説明いたしましたが、漁船の復旧状況とか、養殖施設の復旧状況とか、加工施設の再開状況など随時報告していきたいと思えます。生産基盤はある程度戻りましたが、売上や販売はまだ戻っていないなどではできるだけ分かりやすく示していきたいと考えておりますし、震災後2～3年経っての売上

や流通の課題や原発被害などにどのように対応していくかを分かるようにしていきたいと思います。

○内田会長

本日は、時間の関係上、申し訳ありませんがここまでとさせていただきます。発言できなかった御意見がございましたらFAXや電子メールなどで事務局に御連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、議事の一切を終了させていただきます。審議会の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。事務局へお戻しいたします。

○司会

内田会長ありがとうございました。次回の部会と全体会の開催時期につきましては、あらためて事務局から御連絡いたしますので、よろしく申し上げます。以上を持ちまして、第32回宮城県産業振興審議会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。